

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 平成 31 年 3 月 1 日から平成 34 年 2 月 28 日までの 3 年間

2 内容

【目標】 産前産後休業・育児休業中の社会保険料の免除や育児休業給付などの制度の周知、情報提供を行う。

【対策】

- 平成 31 年 3 月 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 7 月 諸制度に関するパンフレットやポスターの周知方法（掲示、配布等）を検討する。
- 平成 32 年 3 月 検討した周知方法により従業員に周知を図る。
- 平成 33 年 3 月 従業員に再度周知を図る。